

原野の売買は慎重に！！

Q. 昔、両親が400万円で購入した雑木林を売却しないかと宅地建物取引業の免許を持つ業者から電話で何度も勧誘された。断っていたが「約5千万円で買い取る」と言われ根負けし会って話を聞くことになった。「他の土地と一緒に購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」等と説明された。なかなか買い手のつかない土地が高値で売れるのだからと思い、400万円支払って契約書にサインした。しかし、いつまでも購入費用は返金されず、業者は電話に出ない。契約書を確認すると、雑木林を1200万円で売り、原野を1600万円で購入する契約となっていた。

(60歳代 女性)

A. 過去に、値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林等の土地を将来値上がりするかのように偽って販売する原野商法の手口に遭った被害者やそれらの土地を相続した人に「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地も一緒に購入させる二次被害の相談が見られます。「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、きっぱりと断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。宅地建物取引業の免許があっても、悪質な業者もいるので注意が必要です。一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。不審な点を感じたら、きっぱりと断りましょう。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）